破産手続終結及び免責許可決定

令和５年（フ）第２９号
山口県山口市矢原町14―24、住民票上の住所　島根県益田市横田町429番地26
破産者　佐田　　勝
1　決定年月日　令和８年９月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所益田支部

令和７年（フ）第７３９号
相模原市緑区大島1752　相和病院　５病棟内、住民票上の住所相模原市緑区三ケ木348番地１
破産者　山内　朋也
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第４号
長野県飯田市江戸町３丁目247番地12
破産者　阿部　　匠
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

令和８年（フ）第５号
長野県飯田市江戸町３丁目247番地12
破産者　阿部眞喜子
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

令和７年（フ）第２３２０号
札幌市豊平区月寒東４条８丁目６番28―301号
破産者　中山　知幸
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第５８号
山梨県甲府市上今井町211番地　城南ハイツ301、前住所山梨県中央市一町畑338番地１
破産者　青柳　美夢
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

令和６年（フ）第２５９号
岐阜市東興町57番地１　（アリーチェ岐阜202号）
破産者　石田　和彦
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

令和７年（フ）第１５３４号
名古屋市守山区市場３番２号
破産者　鈴木　浩嗣
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第２３３２号
名古屋市天白区高坂町11番地　高坂荘７棟207号、従前の住所名古屋市緑区作の山町102番地の３
破産者　松村工業こと　松村　守人
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第９３号
大阪府豊中市春日町２丁目13番25号
破産者　井貫　　充
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第４０６号
兵庫県加古川市野口町長砂97番地の98
破産者　明石　隆宏
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第１６号
兵庫県姫路市土山２丁目８番１号　土山グリーンハウス６号室、従前の住所兵庫県姫路市佃町59番地　ロイヤルコーポ姫路205号
破産者　安野百合子
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和４年（フ）第２５６号
岡山県倉敷市大島161番地11　ハピネス66―D、前住所岡山県倉敷市大島94番地２　ハピネス21　202
破産者　伊藤　良樹
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和７年（フ）第３５４号
岡山県倉敷市片島町485番地２
破産者　川上　夏美
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和７年（フ）第３８２号
岡山県倉敷市山地893番地２
破産者　犬飼　　繁
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和７年（フ）第８号
岡山県新見市神郷釜村3656番地
破産者　松岡　博史
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所新見支部